

専第4号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成29年度各務原市一般会計補正予算（第4号）を定めることについて専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成29年11月15日報告

各務原市長 浅野 健 司

専決第17号

平成29年度各務原市一般会計補正予算（第4号）を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成29年度各務原市一般会計補正予算（第4号）を定めることについて、次のとおり専決処分する。

平成29年9月28日

各務原市長 浅野 健 司

平成29年度各務原市一般会計補正予算（第4号）

平成29年度各務原市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33,458千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47,379,995千円とする。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
16 県支出金		4,878,763	33,458	4,912,221
	3 委託金	248,389	33,458	281,847
歳 入 合 計		47,346,537	33,458	47,379,995

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
2 総務費		4,188,316	33,458	4,221,774
	4 選挙費	63,217	33,458	96,675
歳 出 合 計		47,346,537	33,458	47,379,995